

全国認定農業者協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組織の名称は、全国認定農業者協議会（愛称：いきいきファーマーズ倶楽部、以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、一般社団法人全国農業会議所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、認定農業者の経営改善に向けた意欲と日本農業の担い手としての意思を結集させた自主・自発的な全国組織として、農業政策に対する意見の公表、相互研さんと情報の交換・共有、認定農業者の更なる組織化と組織活動の強化に取り組み、日本農業の発展と国民生活の向上への寄与を目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 農業経営の改善に必要な農業政策に対する要望・提案等に関する事項
- (2) 都道府県認定農業者組織相互の情報交換・共有、認定農業者の組織化および組織活動の強化に関する事項
- (3) 農業経営の改善に必要な研修など、相互研さんに関する事項
- (4) 農業経営の改善に必要な情報提供に関する事項
- (5) そのほか目的達成に必要な事項

第2章 会員

(会員)

第5条 協議会は、都道府県認定農業者組織を会員とする。また、協議会は、賛助会員並びに特別協賛会員を置くことができる。賛助会員並びに特別協賛会員は農業に関わりのある企業・団体等で協議会の目的を理解する者とする。

(加入および脱退)

第6条 協議会に加入するとき、または、協議会を脱退するときは、第7条、第8条および第9条に規定する会長にその旨を届出るものとする。

第3章 役員

(役員を選任)

第7条 この協議会の役員として、理事及び監事を置く。

- 2 前項の理事は、各ブロックで選出された者並びに会員組織の女性部の代表者として、総会において選出する。
- 3 理事の互選により、会長1名、副会長5名を選出する。
- 4 監事を2名おき、監事はこの会の会計を監査する。
- 5 監事は、以下のブロックの組み合わせからそれぞれ選出された者を、総会において選出する。

- (1) 東北、関東、北陸、東海・近畿
- (2) 中国・四国、九州

(ブロック)

- 第8条 前条のブロックは、以下のとおりとする。
- 東北ブロック (岩手・宮城・秋田・福島・山形)
 - 関東ブロック (茨城・栃木・静岡)
 - 北陸ブロック (新潟・富山・福井)
 - 東海・近畿ブロック (※)
 - 中国・四国ブロック (島根・徳島・香川・愛媛・高知)
 - 九州ブロック (福岡・長崎・熊本・大分・鹿児島)
- ※現在、会員都道府県認定農業者組織は不在。

(役員の仕事)

- 第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を行う。
 - 3 監事はこの会の会計を監査する。

(役員の仕事)

- 第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 2 役員がその任期中に辞した場合は、選出ブロックで協議のうえ後任者を選出し、残任期間の仕事を行う。

(顧問)

- 第11条 この会は、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は会長の推薦により、役員会で選任するものとする。
 - 3 顧問は会長の求めにより、協議会の運営に関する助言を行う。

第4章 総会

(総会)

- 第12条 総会は、通常総会および臨時総会とする。
- 2 通常総会は、毎年1回開く。
 - 3 会長が必要と認めたとき臨時総会を開くことができる。
 - 4 総会は、会長が招集し、議長には会長があたる。

(定足数)

- 第13条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。なお、代理人および書面による議決権を行使することができる。

(総会議決事項および議決方法等)

- 第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画の設定または変更に関する事項
 - (2) 事業報告に関する事項
 - (3) 規約の変更
 - (4) 解散
 - (5) 会員の除名
 - (6) 役員の仕事

(7) 会費の賦課徴収方法

(8) その他協議会の運営に関する重要な事項

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 前項に掲げる第1号、第2号、第7号および第8号の事項は、出席者の議決権の過半を、また、第3号から第6号の事項は、出席者の議決権の3分の2以上の多数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

第5章 青年部

第15条 この協議会は、青年部を置くことができる。

2 青年部は会員組織に所属する概ね45歳以下のものによって構成するものとする。

第6章 女性部

第16条 この協議会は、女性部を置くことができる。

2 女性部は会員組織に所属する女性によって構成するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第17条 協議会に事務局を置く。

第18条 事務局は一般社団法人全国農業会議所内に置き、協議会の事務を処理する。

第8章 経費および活動年度

(経費)

第19条 協議会の経費は、次の収入をもってあてる。

(1) 会費

(2) 寄付金及び助成金

(3) その他の収入

(事業年度)

第20条 協議会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

1 この規約は、平成17年10月27日から施行する。

2 ネットワークの設立初年度の役員を選任については、第8条第1項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

3 ネットワークの設立初年度の活動計画の議決については、第13条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

4 この規約は平成19年4月1日から施行することとし、平成18年度の活動年度及び役員任期は、平成18年10月1日に始まり、平成19年3月31日までとする。

5 この規約は平成22年12月1日から施行する。

6 令和7年7月3日付けの一部ブロック再編に伴い、当該再編対象ブロックに限り、役員改選を行うものとする。ただし、ブロック再編に伴い選出された新役員任期は、従前の役員任期満了日までとする。なお、その他のブロックについては、現任体制を継続するものとし、会長、女性部代表者および監事については、当該再編の有無に関わらず改選を行わないものとする。

7 第5条の「特別協賛会員」は、一定額以上の協賛金を納入した特別な支援を行う賛助会員とし、その特典、期間、表示方法その他の詳細は役員会の議を経て別に定める。

平成17年10月27日改正
平成19年 3月29日改正
平成22年12月 1日改正
平成27年 6月30日改正
平成28年 6月29日改正
令和 2年10月 9日改正
令和 4年 5月25日内規改正
令和 6年 7月 4日改正
令和 7年 7月 3日改正

全国認定農業者協議会賛助会員規約

令和7年7月3日制定

(目的)

第1条 本規約は、全国認定農業者協議会規約第5条に定めた賛助会員規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 全国認定農業者協議会（以下「協議会」という。）の趣旨に賛同し、本会を賛助するために入会し、農業に関わりのある企業・団体等で本会の目的を理解する者とする。

(議決権)

第3条 賛助会員は協議会の総会における議決権を持たない。

(入会)

第4条 協議会の賛助会員となるためには、別に定める会員入会申込書を申請し、本会の役員会の承認を受けなければならない。

また、会期は1年単位とし、入会承認日の翌月1日から3月31日までとする。ただし、入会承認日から会員資格の有効期間の初日までの期間については、特典を受けられるものとする。

また、会員資格については、賛助会員または当会議から特に申出が無い限り、満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(会費)

第5条 年会費12万円とする。

ただし、年度の途中で入会した場合の会費については、月割りにより算出し、本会の役員会で定めた額を納入するものとする。

賛助会費の徴収方法については、協議会規約第14条(7)に基づき、総会で決定するものとする。

(退会)

第6条 賛助会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会できる。ただし、すでに納入された年会費は返納しない。

(除名)

第7条 賛助会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、本協議会の役員会の議決により、これを除名することができる。

その場合、納入された年会費は返納しない。

(1) 本協議会規約に違反した場合

(2) 故意、過失に問わず、本協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合。

(守秘義務)

第8条 協議会は賛助会員の許可を得ずに、会員情報を公開又は使用することはできない。また、賛助会員は本会の許可を得ずに会員として知り得た本会議の非公開情

報などを会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

(禁止事項)

第9条 会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会員情報など本協議会へ虚偽の申請を行う行為
- (2) 他の会員、第三者もしくは本協議会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- (3) 本協議会の許可無く会議名、印刷物などの転用行為
- (4) その他、本協議会役員会が不適切と判断する行為

(特典)

第10条 会員は以下の特典を利用することができる。

- (1) 本協議会並びに本協議会会員が主催する各種研修会への参加
- (2) 賛助会員が発信を希望する内容を本協議会会員宛てに情報提供
- (3) 賛助会員が企画する研修会・調査などへの協力
- (4) その他情報提供

(その他)

第11条 協議会の責に帰さない活動において、賛助会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、賛助会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本会に損害を与えた場合、本会は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。